

令和6年度家畜人工授精師（牛：家畜体内受精卵移植）養成講習会開催要領

1 目的

この講習会は、家畜体内受精卵移植に関する知識・技能を修得させるために必要な科目について講習及び修業試験を実施し、家畜体内受精卵移植の業務を行う家畜人工授精師の養成を図り、家畜改良増殖の発展に資することを目的とする。

2 開催者

島根県

3 開催場所

島根県畜産技術センター（出雲市古志町 3775）

4 開催期間

(1) 学科・実習 令和6年10月17日（木）～11月14日（木）

(2) 修業試験 令和6年11月15日（金）

但し、土曜日、日曜日、祝日及び同月5日（火）～8日（金）は休講とする。

5 受講資格

家畜改良増殖法第16条第2項の規定に基づく牛の家畜人工授精に関する講習会の課程を修了してその修業試験に合格した者

6 受講者の調整

(1) 受講資格を有し、受講を希望する者は、令和6年9月20日（金）までに住所地を管轄する家畜保健衛生所にその旨を申し出ること。

(2) 受講希望者の数が受講定員を超えたときなどは、次の事項を勘案して受講者の調整を行う場合があること。

ア 家畜人工授精の実務経験の豊富な者で家畜体内受精卵移植の業務を的確に実施するのに必要な知識及び技能を修得することができると認められるもの

イ 家畜人工授精師の免許取得後、家畜体内受精卵移植の業務に従事しようとする者で地域の家畜改良増殖の発展に資すると認められるもの

(3) 家畜保健衛生所から受講できる旨の連絡を受けた者は、7の受講手続をとること。

7 受講手続

(1) 提出書類

ア 家畜人工授精師養成講習会受講願書

イ 家畜人工授精に関する講習会に係る修業試験合格証の写し又は家畜人工授精師免許証の写し

(2) 受講手数料

32,000円に相当する島根県収入証紙を（1）のアの所定の欄に貼り付けること。

(3) 提出期限

令和6年10月3日（木）

(4) 提出方法

(1) に掲げる書類を、住所地を管轄する家畜保健衛生所に郵送又は持参すること。

8 受講者の決定

書面により願書提出者に通知する。

9 開催内容

(1) 日程 別紙のとおり

(2) 受講定員 6名

(3) 講習科目（修業試験科目）

ア 学 科	48 時間
体内受精卵移植概論	8 時間
受精卵の生理及び形態	16 時間
体内受精卵の処理及び保存	16 時間
受精卵の移植	8 時間
イ 実 習	76 時間
体内受精卵の処理及び保存	50 時間
受精卵の移植	26 時間
合計	124 時間

(4) 修業試験

ア 受験資格

(ア) 学科受講時間は上記 9 の (3) に掲げる科目を通じて 39 時間以上（受講等免除者にあつては、その免除科目を除き 80%以上）受講していること。

(イ) 実習受講時間は上記 9 の (3) に掲げる科目を通じて 61 時間以上受講していること。

イ 修業試験問題の作成

試験問題は科目ごとに担当講師が作成（100 点満点）する。

ウ 修業試験問題の採点

担当講師が採点し、採点表及び答案用紙を農畜産課に提出する。

注：合格点 全科目平均 60 点以上で、50 点未満の科目が 2 科目を超えず、かつ、40 点以下の科目がないこと。

(5) 教材器具等

講習及び修業試験に必要な教材器具等については、担当講師が用意する。

なお、講習会テキスト代は別途、受講者負担とする。

10 合格発表

受験者あて通知する。

11 修業試験合格証

知事は、修業試験に合格した者に対し合格証を交付する。

12 その他

- ・やむを得ない理由が生じたときには、講習会の中止あるいは開催期間の変更等を行う場合がある。
- ・原則、受講手数料の返還はしない。ただし、開催者が特に必要と認めた時は、この限りではない。